

一般規定

1. 会員権に関する手続

A. 新規入会

1. 申請

入会申請者（以下「申請者」といいます。）は、会員資格の種類に応じ、以下の書類等を添えてアークヒルズクラブ（所在：東京都港区赤坂1丁目12番32号アーク森ビル イーストウィング37階、以下「クラブ」といいます。）のメンバーシップオフィスまでお申し込みください。

- ・アークヒルズクラブの入会申込書
- ・入会趣意書
- ・6ヵ月以内に撮影された申請者の顔写真1枚（縦4.5cm×横3.5cm）
- ・現会員からの推薦状（第一推薦者）
- ・現会員からの推薦状（第二推薦者）
- ・申請者の本人確認書類（氏名、生年月日、現住所の確認ができる公的書類）（外国籍の方の場合はパスポート写し）
- ・配偶者を登録の場合は、申請者の配偶者であることを証明する住民票または戸籍謄本の写し（もしくは外国の公的機関が発行する、これに準ずる書類の写し）
- ・申請者の略歴書
- ・法人会員にお申し込みの場合は会社登記簿謄本（発行日より3ヵ月以内のもの）

2. 審査手順および手続き

- ・申込内容の確認
提出された申込書ならびに他の必要書類の内容に関する確認がメンバーシップオフィスにてなされます。
- ・入会審査委員会
理事会による入会審査委員会にて、書類審査がなされ入会の可否が決定されます。
- ・入会に関わるご入金
入会審査委員会による承認決定がなされた場合は、クラブより入金金および入金預託金と当該年度年会費の請求書がお手元に送付されます。お支払いは、請求書が届いてから7日以内に、当クラブ指定銀行口座にお振込ください。
- ・入会と承認
入会に必要な一切のご入金当クラブにて確認された時点で、クラブは理事からの入会承諾書、会員カード、預託金預り書（会員登録証）および入会に関わるパッケージ一式を送付します。

3. ご注意

- ・申請者が審査過程において必要な手続を行わなかった場合、入会審査委員会において承認されなかった場合、または申請者の事情により正式に会員となる過程において当申込みを撤回したい旨の意志表示がクラブメンバーシップオフィス宛てに書面にて提出された場合は、その申込書類一式は速やかに返還されます。
- ・審査の方法等は公開しておりません。
- ・申請者から審査結果に関してのお問い合わせは一切お受けできませんのでご了承ください。

B. 法人会員の指名変更

1. 申請

下記の書類を添えてクラブメンバーシップオフィスまでお申し込みください。

- ・指名変更申請書
- ・指名会員申請者の入会申込書
- ・指名会員申請者の入会趣意書
- ・6ヵ月以内に撮影された指名会員申請者の顔写真1枚（縦4.5cm×横3.5cm）
- ・指名会員申請者の本人確認書類（氏名、生年月日、現住所の確認ができる公的書類）（外国籍の方の場合はパスポート写し）
- ・配偶者を登録の場合は、申請者の配偶者であることを証明する住民票または戸籍謄本の写し（もしくは外国の公的機関が発行する、これに準ずる書類の写し）
- ・指名会員申請者の略歴書
- ・現指名会員およびその配偶者の会員カード

2. 審査手順および手続き

- ・申込内容の確認およびその後の審査過程は新規入会の手続きに準じます。
- ・指名変更手数料のご入金
クラブより指名変更手数料の請求書が申込法人に対し送付されます。お支払いは、請求書が届いてから7日以内に、当クラブ指定銀行口座にお振込ください。お振込に際しての振込手数料は会員の負担といたします。
- ・承認と入会
指名変更手数料の入金が当クラブにて確認された時点で、クラブは指名会員申請者宛てに、理事からの入会承諾書および入会に関わるパッケージ一式を送付します。

3. ご注意

- ・法人会員は指名変更される会員の退会から次期指名個人を申請し、クラブの承認を受けるまでの期間中発生するクラブ会員としての責務（年会費の支払義務等）を負います。

C. 会員資格の譲渡

1. 申請

下記の書類を添えてクラブメンバーシップオフィスまでお申し込みください。

- ・譲渡申請書（譲渡人ならびに譲受人の署名捺印のこと）
- ・譲受人の入会申込書
- ・譲受人の入会趣意書
- ・6ヵ月以内に撮影された譲受人の顔写真1枚（縦4.5cm×横3.5cm）
- ・現会員からの推薦状（第一推薦者）
- ・現会員からの推薦状（第二推薦者）
- ・申請者（譲受人）本人確認書類（氏名、生年月日、現住所の確認ができる公的書類）（外国籍の方の場合はパスポート写し）
- ・配偶者を登録の場合は、申請者（譲受人）の配偶者であることを証明する住民票または戸籍謄本の写し（もしくは外国の公的機関が発行する、これに準ずる書類の写し）
- ・申請者（譲受人）の略歴書
- ・法人会員にお申し込みの場合は会社登記簿謄本（発行日より3ヵ月以内のもの）
- ・譲渡人の預託金預り書（会員登録証）
- ・譲渡人およびその配偶者の会員カード

2. 審査手順および手続き

- ・ 入会審査
入会審査委員会での審査過程は新規入会の手続きに準じます。
- ・ 譲渡手数料のご入金
クラブより譲渡手数料の請求書が譲渡人または譲受人宛てに送付されます。お支払いは、請求書が届いてから7日以内に、当クラブ指定銀行口座にお振込ください。お振込に際しての振込手数料は譲渡人または譲受人の負担といたします。
- ・ 承認と入会
譲渡手数料の入金が当クラブにて確認された時点で、クラブは譲受人宛てに、理事からの入会承諾書、会員カードおよび入会に関わるパッケージ一式を送付します。

3. ご注意

- ・ 譲渡人は推薦者になれませんので、推薦状を提出する際にはご注意ください。
- ・ 審査の結果、譲受人の入会が承認されなかった場合は、その結果を譲渡人に通知いたします。その場合、譲渡人は新たな譲受人候補を申請できます。
- ・ 譲渡手数料のご入金がクラブによって確認された時点で、譲渡人の会員としての権利、金券類、預託金預り書（会員登録証）は失効します。

D. 退会

1. 申請

退会を希望する日より少なくとも30日前までに、以下の書類をメンバーシップオフィスにご提出ください。

- ・ 退会申請書
- ・ 会員カード
- ・ 預託金預り書（会員登録証）
- ・ 預託金返還請求書

2. 手続き

- ・ 書類の確認と退会受理書のご送付
クラブにて書類を確認した上で、クラブより退会受理書を郵送いたします。退会受理書の発行日をもってその会員は退会したことになります。
- ・ 入会預託金の返還
入会預託金は退会日から30日以内に、会員が預託金返還請求書の中で指定した銀行口座に振込にて返還されます。

3. ご注意

- ・ 会員は預託金返還債権とクラブに対する債務を相殺することは一切認められません。ただし、クラブは、会員がクラブに対する債務を完済していない場合、預託金返還債務と相殺することができます。
- ・ 会員が死亡した場合、クラブがその事実を確認した時点で退会手続きを進めさせていただきます。その場合、預託金は、法的資格要件を満たす相続人または相続財産管理人が預託金返還請求書その他クラブが指定する書類をご提出になることを条件に、クラブの承認を得た上で、本規定に従い返還されます。

E. 休会

1. 休会の事由

休会は、1年間を単位とし、原則最長2年まで、個人会員に限り認められるものとします。

休会は下記の事由に限るものといたします。

- ・ 海外移住などにより、本人がクラブの利用を一定期間享受できないと判断される場合。

- ・ 財務事情の変化により、一定の期間会員としての活動を休止することを希望する場合。
- ・ 病気などにより、クラブの利用が一定期間不可能または困難である場合。
- ・ その他クラブが正当な事由と認めた場合。

2. 申請

休会を希望する日より少なくとも30日前までに下記の書類をメンバーシップオフィスにご提出ください。

- ・ 休会申請書
- ・ 会員カード

3. 手続き

- ・ 書類と債務の確認
クラブにて書類を確認した上で、その会員がクラブに対する債務を完済しているかどうか確認いたします。
- ・ クラブでの審議
クラブにより、休会の認否が決定されます。
- ・ 休会費のお支払い
休会が承認された場合、当該期間の年会費は免除されますが、休会費を支払うことを要します。クラブより休会費の請求書が届いてから7日以内に、当クラブ指定銀行口座にお振込ください。お振込に際しての振込手数料は会員の負担といたします。
- ・ 休会
休会費のお支払いを確認後、クラブより休会受理書が会員宛てに送付されます。

4. 休会中の復会

休会中の会員は、復会申請書を提出することによって復会申請をすることができます。その場合はクラブが復会申請を受理した日から起算した当該年度の年会費を納めていただきます。

5. ご注意

すでに支払った当該年度の年会費を休会費に充当することはできませんので、ご注意ください。

F. 会員カード、預託金預り書（会員登録証）の紛失と再発行

1. 申請

会員カードまたは預託金預り書（会員登録証）を紛失された場合は、速やかにメンバーシップオフィスまでご連絡いただくとともに、以下の書類をご提出ください。

- ・ 会員カード/預託金預り書（会員登録証）再発行依頼書

2. 手続き

- ・ 書類の確認
クラブにて書類を確認します。
- ・ 会員カードまたは預託金預り書（会員登録証）の再発行
紛失した会員カードまたは預託金預り書（会員登録証）を失効させ、新しいものを再発行します。
- ・ 再発行手数料のお支払い
クラブより再発行手数料請求書が送付されます。お支払いは請求書が届いてから7日以内にクラブ指定銀行口座にお振込ください。お振込に際しての振込手数料は会員の負担といたします。

3. ご注意

- ・ 紛失に気がついたら、すぐにクラブにご連絡ください。
- ・ 再発行後、紛失したものが見つかった場合は、旧会員カードまたは旧預託金預り書（会員登録証）をクラブにご返却ください。

2. 登録情報の変更

クラブに登録されている、住所、会社名、役職名、電話番号、Eメールアドレスなどの内容に、なんらかの変更があった場合は速やかに変更届（所定用紙）をご提出ください。

3. クラブの年会費と利用料に関するお支払い

1. 年会費のお支払い

年会費の起算月は9月とします。年会費の請求書がお手元に届いてから同年8月末までにお支払いください。

2. 利用料のお支払い

会員とその配偶者、またはゲストがクラブ内でご利用になった、飲食代、個室等使用料、イベント等参加費、サービス料およびその他の付帯料金と、それらの料金に対する消費税がお支払いの対象となります。これらの利用料と消費税は、現金、クレジットカードまたは請求書によりお支払いいただけます。請求書でのお支払いの場合は、毎月末日締めにて、翌月10日までにクラブより請求書を送付いたしますので、届いてから30日以内にお支払いください。

3. ご注意

毎月の明細書または請求書は、登録いただいた住所へ送付されます。会員以外への請求書の発行はお断りしております。お振込に際しての振込手数料は会員の負担といたします。

4. 支払遅滞などによる催告と戒告、会員資格停止、除名処分

1. 催告

- クラブからの各請求書に対して、支払い期限内にお支払いいただけなかった場合、または会員のクラブ規則違反に関して注意を喚起したい場合、クラブより会員宛てに催告書が書面で送付されます。
- 催告書は、会員が登録した住所宛てに郵送で、またはクラブが適当と判断する他の方法で、会員に送付されます。

2. 戒告、会員資格停止

- 催告書を発してから10日以内に未払いが解消しない場合、またはクラブ会則に定める資格停止事由にあたる場合、クラブは当該会員に対し、未払金が全額支払われるまで、戒告またはクラブが期限を定めることなく当該会員の会員資格を停止することができます。
- 会員資格停止処分を解除する場合は、その旨を書面にて会員が登録した住所宛てに郵送するか、またはクラブが適当と判断する他の方法で、会員に送付します。

3. 会員資格停止の場合の年会費の取扱い

- 会員が、会員資格停止処分を受けた場合、すでに支払い済みの年会費は一切返還されません。
- 会員資格停止処分後、当該処分が解除された場合において、その解除日が、すでに支払い済みの年会費にかかる年度の期間中であるときは、当該会員は、当該解除日から当該年度の終期までの残期間、再び会員として資格を有するものとします。

4. クラブからの除名

- 支払いの遅延による資格停止処分から一定期間未払いが解消しない場合、またはクラブ会則に定める除名事由にあたる場合、クラブはその会員を除名することができます。
- 会員を除名する場合は、その旨を書面にて会員が登録した住所宛てに郵送するか、またはクラブが適当と判断する他の方法により送付します。

5. 雑則

一般規定の内容の変更

この一般規定は、クラブがいつでもその内容を変更できるものとします。変更の場合は、クラブよりその変更内容を登録された住所宛てに郵送するか、またはクラブが適当と判断する他の方法で、会員に送付するものとします。ただし、通知に関しては、クラブはクラブが開設するホームページ上において通知すべき内容を掲載することにより、これに代えることができるものとします。

発効日 1998年4月1日

改正日 2025年3月1日